

高年齢者等の就労機会の確保等活動事業者の認定に関する事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定により高年齢者等の就労機会の確保等活動事業者を認定する場合における事務処理に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第12条の2の3に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、高年齢者等の就労機会の確保等活動事業者（以下「活動事業者」という。）とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施行令第167条の2第1項第3号に規定された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターとして指定されていないが、実態としてこれらと同様に高年齢者等の就労機会の確保等の活動又は事業を行っている者
- (2) 施行令第167条の2第1項第3号に規定された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）には該当しないが、実態としてこれらの施設等と同様に障害者の就労機会の確保等の活動又は事業を行っている者
- (3) 施行令第167条の2第1項第3号に規定された母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体には該当しないが、実態としてこれと同様に母子及び寡婦の就労機会の確保等の活動又は事業を行っている者

(認定の時期)

第3 認定は、毎年度1回以上行うものとし、その時期は別に定める。

(認定の申請)

第4 認定を受けようとする者は、認定の申請を募集した日の翌日から起算して2週間以内に別記様式第1号により申請書を知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の申請書の提出部数は2部とし、正本1部と写し1部とする。

(申請書の受理)

第5 知事は、第4に規定する申請書が提出されたときは、速やかに次の各号の確認を行った上で受理する。

- (1) 認定の申請を募集した日の翌日から起算して2週間以内に提出されていること。
- (2) 所要の事項が記載されていること。
- (3) 所要の書類が添付されていること。

(認定)

第6 知事は、第5に規定する申請書の提出があったときは、別に定める施行規則第12条の2の3の規定による認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していると認める場合は、これを認定し、当該申請者に対し、別紙様式第2号により通知するものとし、適合していると認められない場合は、当該申請者に対し、その旨を別記様式第3号により通知するものとする。

- 2 前項の認定基準を定めようとするとき、または、認定基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、施行規則第12条の2の3の規定により、二人以上の学識経験者の意見を聞かなければならない。

(認定の有効期間)

第7 前条第1項の規定により認定した高年齢者等の就労機会の確保等活動事業者（以下「認定事業者」という。）の認定の有効期間は、認定の日から起算して3年間とする。

- 2 認定の更新をする場合は、第4及び第5の規定を準用する。

(変更承認)

第8 認定事業者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第4号により知事に変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 認定事業者の名称、所在地又は内容に変更があったとき。
 - (2) 第4の規定による申請書の内容に変更があったとき。
 - (3) その他知事が内容に変更があったと認めるとき。
- 2 知事は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、変更を認める場合は、これを承認し、当該申請者に対し、別記様式第5号により通知するものとし、変更を認められない場合は、当該申請者に対し、その旨を別記様式第6号により通知するものとする。

(認定の取消し)

- 第9 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとし、当該認定事業者に対して別記様式第7号により通知するものとする。
- (1) 認定基準に適合していない事実が認められたとき。
 - (2) 高年齢者等の就労機会の確保等の活動を行う事業者でなくなったとき。
 - (3) 偽りその他の不正な手段によって認定を受けたことが判明したとき。
 - (4) その他知事が認定を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定により認定を取り消された者は、当該取消しの日から起算して2年間は第4の申請を行うことができないものとする。

(状況報告)

- 第10 知事は、認定事業者に対し、高年齢者等の就労機会の確保等の活動のほか、当該事業者の事業の状況に関し、報告を求めることができる。

(事業報告書の提出)

- 第11 認定事業者は、第7の規定による有効期間において、当該事業者の会計年度が終了し、総会等において事業報告及び収支決算の承認を受けた日の翌日から起算して1月以内に、別記様式第8号による事業報告書を知事に提出しなければならない。ただし、第7第2項の規定により更新申請書を提出した場合においては、その限りではない。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録
 - (3) 監査報告書写し
 - (4) その他知事が事業内容の確認のために必要があると認める書類

(認定後の処理等)

- 第12 知事は、認定又はその取消しを行ったときは、遅滞なくその旨を出納局長に通知するものとする。
- 2 知事は、当該認定事業者に関する情報の提供、広報その他高年齢者等の就労機会の確保等に資するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、自らが行う役務の調達において、認定事業者の優先的な取扱い等に努めるものとする。
- 4 認定後の具体的な随意契約等に関する手続きについては、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）及び物品調達等における一定の政策目的を達成するための特定随意契約に関する手続要領（平成17年3月31日付け出契第1577号出納局長通知）による。

(庶務)

- 第13 この要領の施行に関する庶務は、経済商工観光部雇用対策課において処理する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5、第6、第8、第9、第10及び第11に係る事務のうち、第2第2号に規定する活動事業者については障害福祉課、同第3号に規定する活動事業者については子ども・家庭支援課が行う。

(その他)

- 第14 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月5日から施行する。